

# 日本年金機構からのお知らせ

## ご案内

令和7年1月からより多くの方が「オンライン事業所年金情報サービス」を利用できるようになります

日本年金機構では、毎月の社会保険料額等の社会保険に関する情報や一部の通知をデータで提供する「オンライン事業所年金情報サービス」を提供しています。

これまで、当サービスを利用可能な方は、GビズIDをお持ちの事業主の方のみでしたが、令和7年1月6日（予定）から電子証明書をお持ちの事業主の方や社会保険労務士の方も利用可能になります。

ぜひこの機会にオンライン事業所年金情報サービスをご利用ください。

## 【令和7年1月からの新サービスの概要】

対象者	内容
事業主	GビズIDをお持ちでない場合でも、電子証明書をお持ちであれば、オンライン事業所年金情報サービスの利用が可能になります。
社会保険労務士	届書作成用の被保険者データを受け取ることが可能になります。委託関係の確認のため提出代行証明書を添付し、データが必要な都度申し込みを行ってください。

サービスの詳細は日本年金機構ホームページをご覧ください。



オンライン事業所年金情報サービス

検索

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online_jigyousho.html)

## ご案内

## 年末年始における厚生年金保険料等の納付期限

令和6年11月分の厚生年金保険料等の納付期限は、令和7年1月6日（月）です。納付期限までに納付をお願いします。厚生年金保険料等を口座振替により納付されている事業主の皆さまは、残高不足とならないようご確認をお願いします。

なお、口座振替の領収結果は令和7年1月にお知らせしますが、一部の金融機関においては、お知らせが令和7年2月になる場合がありますので、ご了承ください。

## お知らせ

## 戸籍謄本等の添付省略

「健康保険 被扶養者（異動）届」および「厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届」提出時に添付する戸籍謄本等について、以下のとおり添付省略が可能です。

## 【健康保険 被扶養者（異動）届】

被保険者と扶養認定を受ける方の個人番号を記入し、事業主が届書の「続柄確認済み」欄の□に✓を付している場合は、従来より戸籍謄（抄）本の添付省略が可能でした。令和6年11月以降は、事業主が届書の「続柄確認済み」欄の□に✓を付していなくても、被保険者と配偶者の婚姻関係、被保険者と20歳以下の子との親子関係を明らかにする場合で、被保険者と扶養認定を受ける方に日本の戸籍があり、双方の個人番号が記入されている場合は戸籍謄（抄）本の添付省略が可能です。ただし、子の出生を理由とする届け出の場合は、引き続き添付が必要です。

## 【厚生年金保険 養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届】

従来は申出者と子の身分関係を明らかにするために戸籍謄（抄）本の添付が必要でしたが、令和6年11月から、申出者と子に日本の戸籍があり、双方の個人番号が記入されている場合は添付省略が可能です。なお、令和7年1月からは、個人番号の記入がない場合でも、事業主が届書の「確認済み」の□に✓を付している場合は、添付省略が可能となります。